

子どもの虐待とは

子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）が、子どもの身体や心を傷つけることをいいます。子どもへの虐待は大きく4つに分類されます。



ネグレクト

（養育放棄・怠慢）

- 食事の世話をしない。
- 身体や衣服をひどく不潔なままにしておく。
- 子どもが病気でも、受診させない。
- 子どもが学校へ行かなくても無関心。
- 家や車に残したまま、外出する。
- 子どもが泣いていても、抱いたりあやしたりせず無関心。
- 子供の予防接種などをうけさせないままにしておく。

身体的虐待

- 暴力を振るう・殴る・蹴る・叩く（平手等）。
- 外傷がなくとも継続的に痛みを与える。
- やけどをさせる。
- 逆さづりにする。
- 溺れさせる。
- 戸外へ締め出す。
- 部屋に閉じ込める。



心理的虐待

- ひどいことばでおどす。
- こどもの心を傷つけることを言う。
- 無視したり、拒否的な態度をとる。
- きょうだい間での極端な差別的な扱いをする。
- 子どもの目の前で配偶者などに暴力をふるう。



性的虐待

- 性的ないたづらをする。
- 性的関係を強要する。
- 性器や性交を見せる。
- ポルノグラフィーの被写体などを子どもに強要する。

虐待によるこころの傷によって、子ども自身の存在そのものが揺らぎます。
多くの子ども達が、自尊感情の低下を示し「自分」を大切に思えなくなります。